

名古屋市立大学大学院人間文化研究科研究紀要・編集発行規程

平成 25 年 7 月 23 日 施行

平成 26 年 3 月 20 日 改正

平成 26 年 12 月 9 日 改正

令和 2 年 10 月 20 日 改正

令和 6 年 6 月 25 日 改正

(目的)

第 1 条 本誌は、人間文化研究（以下「人間文化研究」という。）と称し、名古屋市立大学大学院人間文化研究科の WEB 誌として、人間・文化・社会に関する創造的な研究成果を掲載することを目的とする。

(発行および編集)

第 2 条 本誌の発行は、名古屋市立大学学術機関リポジトリへの電子的掲載によって行う。

2 発行および編集は、研究紀要委員会（以下「編集部」という。）が行う。

3 編集部は、名古屋市立大学大学院人間文化研究科の専任教員をもって構成する。

(投稿資格)

第 3 条 人間文化研究に投稿できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 名古屋市立大学大学院人間文化研究科の専任教員

(2) 名古屋市立大学大学院人間文化研究科の大学院学生

(3) 名古屋市立大学大学院人間文化研究科の修了者および単位修得退学者

(4) 人間文化研究科が推薦した名誉教授、人文社会学部や本研究科の専門科目担当で専任教を有してない非常勤講師及び編集部が認めた者

2 共著・共訳は、筆頭著者・筆頭訳者の投稿資格に従って取扱う。

3 第 1 項各号に該当しない者であっても、筆頭以外の共著者・共訳者として執筆できる。

(投稿論文等)

第 4 条 投稿の対象は、原著論文（学術論文）、研究ノート、学術資料、翻訳、書評、報告とし、未刊行のもののみ投稿することができる。投稿先は、編集部が指定したメールアドレスとする。

(投稿論文等の字数と書式)

第 5 条 投稿論文等の字数は、原則として次の各号によるものとする。

(1) 論文等の字数は、要旨・キーワード・注・図表・文献リストを含め日本文の場合

40000 字程度まで、欧文の場合 12000 語程度までとする。

- (2) 報告については日本文の場合 8000 字程度まで、欧文の場合 2400 語程度までとする。
- 2 投稿者は同時に 2 本の論文等を投稿することができる。なお、第 5 条第 1 項第 1 号の規定に関わらず、2 本合計で要旨・キーワード・注・図表・文献リストを含め日本文の場合 40000 字程度まで、欧文の場合 12000 語程度までとする。
- 3 投稿論文等は、次の各号について明確にしなければならない。
 - (1) 著者及び共著者（以下、翻訳においては訳者及び共訳者と読み替える）の氏名と氏名のローマ字表記。第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する者は、初回投稿時、投稿論文等に著者及び共著者を記載しない。
 - (2) 題名と欧文題名
 - (3) 著者及び共著者の現在の所属
- 4 投稿論文等は、想定する用紙を B5 版とし、書式を横書き日本文なら 1 ページが 43 字×35 行、縦書き日本文なら 1 ページが 2 段組みで各々 31 字×22 行とする。ウェブサイトに掲載されているテンプレートを使用すること。欧文の場合は日本文に準じる。
- 5 第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号投稿者は、投稿論文等に添えて、指導教員またはそれに代わる者の推薦状（書式任意）を添付する必要がある。

（論文審査）

- 第 6 条 第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の投稿論文等は、報告を除き、審査委員が査読するものとする。
- 2 査読結果は、掲載可・掲載不可・書き直し再査読の 3 つとし、各審査委員の結果報告をもとに編集部が取扱いを決定する。
 - 3 書き直し再査読と決定されたものは、投稿者の書き直し後に再度査読を行う。各審査委員の再査読結果報告をもとに編集部が取扱いを決定する。
 - 4 報告であっても、編集部が掲載に値しないと認めた場合は、理由を付して掲載を断る場合がある。

（審査委員）

- 第 7 条 審査委員は、名古屋市立大学大学院人間文化研究科の専任教員から編集部が 2 人を選任する。ただし適任者の選出が難しい場合は、専任教員外から委員を選任できる。
- 2 審査委員 2 人の意見が大きく乖離し、結果の判定が困難な場合、編集部は第 3 の審査委員を研究科内外から 1 人選任できる。
 - 3 専任教員以外から審査委員を選任した場合、編集部はその委員に謝金を支払うこ

とができる。

- 4 第3条第1項第2号及び第3号の投稿論文等の審査委員として、当該学生の主指導教員（第3号においては、研究科在籍当時に主指導教員であった者）を選任することはできない。

（発行時期と投稿締切）

- 第8条 本誌は原則として8月、2月の年2回発行とする。
- 2 第3条第1項第2号及び第3号に該当する者の投稿締切は、それぞれ4月20日、10月20日とする。
 - 3 第3条第1項第1号及び第4号に該当する者の投稿締切は、それぞれ6月20日、12月20日とする。
 - 4 締切日を超えて投稿された投稿原稿等は受理しない。締め切り前に投稿されたものの、投稿論文等がテンプレートの書式に合っていない場合も受理しない。

（配布物と配布経費）

- 第9条 論文等の著者及び共著者には、当該論文等をPDF化したものを編集部から無償配布する。
- 2 投稿時に第3条第1項第2号に該当し、かつ査読によって掲載可となった場合、抜刷30部を編集部から筆頭著者に無償配布する。ただし特殊印刷であると編集部が判断したものを除く。
 - 3 希望者は、抜刷を有償で印刷することができる。名古屋市立大学大学院人間文化研究科の教員は、抜刷作成費を自己の教員研究費から支出できる。

（論文等の送付権）

- 第10条 名古屋市立大学大学院人間文化研究科は、他機関のホームページに掲載することを目的として、『人間文化研究』に電子的掲載された論文等を他機関に送付する権利を有する。

（雑則）

- 第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項等は、編集部が定める。

附則

- 1 この規程は、2013年7月23日から施行する。
- 2 名古屋市立大学大学院人間文化研究科研究紀要・投稿規定（2002年6月11日施行）は、廃止する。
- 3 第8条の規定にかかわらず2013年度については、11月発行を12月発行とし、

投稿締切日は第3条第1項第2号及び第3号に該当する者は9月20日、同条第1項第1号及び第4号に該当する者は、10月20日とする。